

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱い

令和6（2024）年3月19日

栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班

令和6年度介護報酬改定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（栃木県指定介護サービス事業所分）については、下記のとおりです。

記

1 届出対象

- (1) 加算を新たに算定する場合
- (2) 届出内容に変更が生じる場合
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合

2 届出期限

令和6年4月1日から適用となる報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の届出期限は、特例的に令和6年4月8日（月）【必着】までとします。

当該期限までに届出された場合に限り、令和6年4月1日（月）に遡って適用することといたしますので、期限を厳守上、届出願います。

3 届出先

栃木県保健福祉部高齢対策課介護サービス班介護事業者チーム

※栃木県指定介護サービス事業所のみ

4 提出書類

提出書類（様式等）は栃木県のホームページからダウンロードできます。

ホーム>子育て・福祉・医療>高齢者>介護保険>事業者の方へ（各種手続き）>介護報酬に関する手続きについて

5 留意事項

- (1) 報酬改定により加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされず、「加算なし」該当になる場合がありますので、確認の上、確実に新たな算定区分で届け出るようお願いします。
- (2) 加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされる場合もありますが、基本的には新たな算定区分により届出をお願いします。
- (3) 既存の加算で算定要件が変更になる加算があります。要件を満たしているか必ずご確認ください。

介護サービス班
介護事業者チーム
Tel 028-623-3149
Fax 028-623-3058